

平成21年度第2回宮城県民間非営利活動促進委員会 議事録

日時：平成21年7月17日（金）
午前9時40分から午後0時10分
場所：宮城県行政庁舎 第二会議室

○事務局

皆様、おはようございます。ただいまから、平成21年度第2回宮城県民間非営利活動促進委員会を開催いたします。本日は、滝口委員、小澤委員、佐藤委員、加藤委員が所用のため欠席されるとの連絡をいただいています。また、本日の委員会は、委員の半数以上の出席となり本委員会は成立いたしますことをご報告いたします。

なお、本日は傍聴される方はいませんが、本委員会は公開することとされております。また、議事録については、後日皆様に内容を確認させていただき、宮城県のホームページで公開することとしておりますのでご協力をお願いします。それでは、開会にあたりまして、共同参画社会推進課課長 増子からごあいさつ申し上げます。

○あいさつ 共同参画社会推進課長

本日は、お忙しい中、そして大変暑い中、ご出席をいただきありがとうございます。

宮城県民間非営利活動促進基本計画については、平成12年に策定されまして、県ではこの計画に基づいて各種の施策を展開してきたところでございます。前回の改訂から5年が経過しまして、現在2度目の改訂に向けまして、皆様方にご検討をお願いしているところでございます。前回の委員会では、計画改訂の基本的な考え方、或いは促進委員会の開催方法についてご協議をいただきましたが、今回からは、いよいよ基本計画の具体的な記述につきまして、ご検討を願いたいと考えています。その第1弾としまして、本日は第1章と第2章につきまして事務局案を提示させていただいて、ご検討を願いたいと考えています。基本計画改訂の内容については、11月までに今回を含めまして4回の促進委員会を開催してご協議をいただくことになっています。

委員の皆様には、大変ご多用のところご負担をお掛けすることになりますが、よろしく願い申し上げます。本日は忌憚のないご意見をいただきますようお願いを申し上げますとさせていただきます。本日はありがとうございます。

○事務局

それでは議事に入ります。山田会長に進行をお願いいたします。

① 宮城県民間非営利活動促進基本計画の施策等実施状況について

○山田会長

基本計画の第1章・第2章について、ご議論いただくのですが、非常に時間が掛かることとなりますので、途中で休憩を設けたいと思います。それから、議事はそれぞれ説明をいただいて、皆さんからご意見・ご質問をいただきたいと思います。本題は、第1章と第2章についてになりますが、初めにその議論に必要な基本計画の施策等実施状況について事務局から説明をいただきたいと思います。それではよろしく申し上げます。

○事務局

宮城県民間非営利活動促進基本計画策定等実施状況についてご説明いたします。

この概要につきましては、2月開催の促進委員会にてご説明させていただいているところですが、前回との変更点につきましては、施策の柱「2 NPOの自立促進に関する施策」の「(3) 財政的な支援制度の充実」の県税の優遇実績を確認できましたので記載しています。平成20年度実績で県税均等割269法人、不動産取得税はありませんでした、自動車税25法人、自動車取得税2法人となっています。事業内容につきましては、資料2と重複しますので、資料2の方でご説明いたします。

続きまして、資料2をご覧ください。こちらは現在の基本計画第4章の「NPO活動促進に係る施策と事業」について、課題等を事務局でまとめたものになります。表の左側から、現在の基本計画の「施策と事業」、「実施内容」については事業の内容になります。「NPO活動調査」はNPO活動実態・意向調査の結果、庁内・市町村調査結果等につきましては、県庁内を対象とした「NPOとの協働に関する調査結果」、市町村の「NPO活動支援施策等に関する調査結果」及び「市町村NPO活動促進調査」の結果について記載しています。「考察」と「課題」についてはそれらを踏まえた、課題等を記載しています。

「1 NPO活動の促進体制の整備に関する施策」の「(1) NPO活動促進中核機能拠点(みやぎNPOプラザ)の機能充実」でございますが、実施内容につきましては、「①情報収集・提供機能」としまして、みやぎNPO情報ネット、メールマガジン・ニューズレターの発行、NPOプラザ内におけるNPOに関する情報の掲示等を行っております。「②相談・コーディネート機能」としまして、「NPOのための無料相談会」、「会計税務講座」等を開催しております。「③調査研究促進機能」としまして、指定管理者であるNPO法人へのアンケート調査及びシンポジウムを開催しております。「④地域連携機能」としまして、圏域のNPO支援センター等との地域連携交流事業、「⑤共同利用機能」としまして、会議室3室、研修室1室、作業室1室の貸与、「⑥交流機能」としまして、交流サロンの活用等。「⑦ふれあい機能」としまして、レストラン・ショップ等の貸し出し、「⑧事務スペース機能」としまして、事務ブース大2室、中4室、小4室を貸与しております。NPO活動調査・庁内・市町村調査結果等を踏まえた課題につきましては、「みやぎNPOプラザが提供しているサービスの内容がわからないとの回答が多いことから、中核機能拠点としての役割を充実させるためにも、一層の周知を行い認知度を高めることが必要。」、「みやぎNPOプラザに期待する機能では、NPO同士のコーディネート、相談業務、各種講座の開催の要望が多く、この分野の充実が必要と考えられる。」であります。

2ページをご覧ください。施策と事業「(2) 地域におけるNPOの支援・促進」ですが、「地方機関でのNPO法人の事業報告書等の縦覧・閲覧」、「NPO支援センター助太刀事業」による市町村のNPO支援センターなどが開催する講座等への支援等となります。

「(3) 中間支援組織への支援」としまして、再掲になりますが、みやぎNPOプラザが開催する「情報交換・地域連携交流事業」、平成20年度で終了しましたが「NPOマネジメントセミナーの実施」等となります。これらの課題としましては、「NPO支援施設等の存在を知らないや提供しているサービスをわからないとの調査結果が出ていることから、一層の周知を行い認知度を高めることが必要。」、「中間支援組織が必要ないとの市町村が多い。中間支援組織を育てる上では、行政の支援が必要な面もあるので、その必要性等について、理解を促す必要がある。」、「NPO支援施設や中間支援組織が役割を発揮し、地域のNPOを支援する機能の充実が必要である。」、「NPO支援施設が設置されていない圏域もあることから、市町村の自主性を尊重した設置に向けた必要な助言等を行い、地域のNPOの活動が促進されるよう促す必要がある。」、「既存のNPO支援センター及び中間支援組織へは、引き続き情報交換会を開催するなど、相互のネットワークの強化が必要である。」であります。

施策と事業「2 NPOの自立促進に関する施策」の「(1) 広報・啓発・情報」としまして、再掲となりますが、「みやぎNPOプラザで実施しています、みやぎNPO情報ネット、ニューズレターの発行や「みやぎ出前講座でのNPOの啓発」等となります。

「(2) 人材育成」としまして、平成20年度で終了しましたが、「NPOマネジメントとセミナーの実施」、みやぎNPOプラザでの「人材育成講座・会計税務講座」、「NPO支援センター助太刀事業」となります。

3ページに参りまして、「(3) 財政的な支援制度の充実」としまして、「みやぎNPO夢ファンド」、「みやぎNPOサポートローンの融資」、「県税の優遇措置」となります。

「(4) 地域におけるNPO活動拠点の整備・促進」につきましては、「県有遊休施設の有効利用によるNPOの活動拠点づくり事業」、「みやぎNPOグッドスペースナビ」などとなります。

これらの課題としましては、「活動においては、資金不足・人材不足が問題点としての割合が高く、活動の基盤となる部分であることから、引き続き支援が必要な分野と考えられる。」、「希望する行政からの支援等で、財政的支援、活動の場の提供、活動に必要な備品等の提供は、前回調査でも上位を占めており、引き続きの支援が必要と考えられる。特に財政的支援では、補助金の要望が多い。同様に、活動場所の確保に関する点も多いことから、遊休の公共施設の利活用と併せ、「公有財産利活用ガイドブック」

等による情報を市町村に提供し、活動拠点の確保を促す必要がある。」「NPOと市町村の認識では、NPO活動に対する行政職員の理解が不足又は必要であるとのことで一致していることから、行政職員の理解の促進に向けた施策が必要と考えられる。」「みやぎNPO夢ファンドへの県の拠出休止に当たっては、今後の取扱いについて、促進委員会等の意見を伺いながら検討する必要がある。また、NPO活動は市民が支えるという観点からも県民や企業の自発的な寄附によりまかなわれるシステムの検討が必要と思われる。」「地域のNPOの人材育成の一部は、NPO支援施設及び中間支援組織が担うシステムの構築が必要と考えられる。」「県民税の課税免除では、H19年度は243法人が適用されており、財政的支援に繋がることから継続の必要がある。」「みやぎNPOサポートローンは融資枠6千万円に対して、2千万円前後の実績であることから、利用促進のための啓発が必要と考えられる。」であります。

施策と事業「3 NPOと行政のパートナーシップの推進に関する施策」の「(1) 情報公開と政策プロセスへの参加促進」としまして、「県の計画等への県民からの意見募集」、「各種審議会等への市民の公募等」となります。

「(2) 協働の推進」としまして「NPO推進事業発注ガイドラインによる業務の委託」、「行政とNPOの協働マニュアルの活用」、「職員への理解講座」などとなります。

「(3) 中間支援組織との連携」としまして「地域連携交流事業」、「NPO支援センター助太刀事業」などを実施しています。

これらの課題としましては、「NPOと市町村の認識では、NPO活動に対する行政職員の理解が不足又は必要であることで一致していることから、行政職員の理解の促進に向けた施策が必要と考えられる。」「NPOは政策立案段階での情報公開・提供及び政策立案への参加機会の設定を望んでいることから、積極的な情報公開等が必要と考えられる。」「行政と協働したい事業形態の上位2項目は、前回調査と同じ共催・後援、情報交換・意見交換であることから、この部門の協働に重点を置く必要があると考えられる。」「NPO推進事業発注システムを活用した委託業務の発注件数が伸びないのは、制度に使いづらい部分もあると考えられることから、より利用されやすい制度とする必要があると考えられる。」、また、同システムで発注した委託業務は業務完了後に、NPO推進事業評価シートにより双方が評価をしているが、お互いが振り返る機会を求めているところもあるので、その持ち方等について検討する必要がある。」「市町村での業務委託の実績が低い。市町村の規模により、事業規模の大小はあるものの、NPOに委託できる業務はどの市町村にもあると思われるので、NPO推進事業発注システムの活用等により業務委託の推進について、促していく必要がある。」「市町村が業務委託で協働した際に、事務処理能力に問題有りとしている市町村が少なからずある。また、協働に当たっては、業務遂行能力を求める市町村が多いことから、それにつながるNPOのマネジメント能力の向上を図る必要がある。」「協働を予定していない市町村が多数あるので、市民参加の観点からも、NPOとの協働の促進を促す必要がある。」「中間支援組織が必要ないとの市町村が多い。中間支援組織を育てる上では、行政の支援が必要な面もあるので、その必要性等について、理解を促す必要がある。」であります。

6ページに参りまして、施策と事業「4 NPOと多様な主体とのパートナーシップの推進に関する施策」の「(1) 議会」としまして、「委員会への情報提供」、「(2) 市町村」としまして、市町村NPO担当課長会議の開催、NPO活動促進施策・協働実績の把握、「(3) 企業」、「(4) 大学、研究機関、シンクタンクなど」としまして、民間非営利活動促進委員会委員の委嘱などを実施しております。

これらの課題としましては、「多様な主体と連携したいと考えているNPOが7割を超えていることから、その方策を積極的に進める必要がある。特に学校教育機関はその相手先として、2割を超えている。」「行政との協働と同様に、NPOと市町村の認識では、NPO活動に対する行政職員の理解が不足又は必要であることで一致していることから、行政職員の理解の促進に向けた施策が必要と考えられる。」「自治会・町内会との連携も望んでいる調査結果がでていることから、これら主体との連携について、具体的に言及する必要があるのではないか。」であります。

つきまして、1枚ものの資料3をご覧ください。こちらは現在の基本計画第5章の「基本計画の推進のために」について、課題等を事務局でまとめたものになります。

項目の「1 宮城県民間非営利活動促進委員会」としましては、委員皆様のご協力をいただき、十分機能していると考えております。また、課題としましては、引き続き事業計画及び実施状況について随時報告をさせていただくことと考えております。

「2庁内におけるNPO活動の推進体制」としまして、宮城県総合計画は、平成19年3月策定の「宮城の将来ビジョン」に移行していきまして、この中で、県民をはじめとして企業、NPO等の幅広い主体との協働や情報提供の基に、施策を展開することとしています。「新しい県政創造運動の推進」は、平成18年3月策定の「行政改革プログラム」に移行していきまして、その中でNPO活動促進に係る事業を掲載しています。

「資金助成・活動拠点の確保」は、みやぎNPO夢ファンドからの助成、県有遊休施設の貸付を実施し、課題としましては、「拠出再開も含め、制度の検討が必要である」です。

「活動資金に対する低利融資の推進」はみやぎNPOサポートローンによるつなぎ資金の融資ですが、こちらの課題としましては、平成21年度で事業の終期が到来することから、平成22年度以降どうするかを検討が必要な状況です。

2ページに参りまして、「人材育成のための研修会等開催」につきましては、NPO支援センター助太刀事業とNPOプラザの講座開催になります。「NPOと県庁各部署との意見交換会等の開催促進」につきましては、NPO活動促進庁内連絡調整会議等を実施しております。課題としましては、各部署の主管課の課長補佐にお願いしています、NPOパートナーシップ推進員の積極的な活用です。

「委託事業についての事後評価の実施」の課題としましては、件数が伸びていないことから新たな掘り起こしが必要であること、NPOとの振り返りの機会設定の検討です。

「(2) NPO活動促進庁内連絡調整会議の開催」の課題としましては、先ほどご説明したとおり、NPOパートナーシップ推進員の積極的な活用です。

「(3) 地方機関等におけるNPO事業の推進」の課題としましては、全庁的なNPO施策関連事業の推進に当たり、相互に連携を取る必要があります。

「(5) 職員への研修の実施」の課題としましては、みやぎNPOプラザ開催の講座のほか、当課でも講座の開催を予定していますので、職員の理解促進のため、開催内容等を検討する必要があると考えています。

「(6) 国への政策提言」につきましては、11都道府県の知事と連携し、地方税法の改正について、過去に提言していますが、現時点では行っていません。

「3基本計画の見直し」については、5年を目途として見直すことで現在の基本計画に盛り込んでいましたが、今回改訂の基本計画での盛り込み具合を検討する必要があると考えています。

○山田会長

それでは議題1に関しまして、ご意見ございませんでしょうか。

皆さんが質問される前にひとつ質問させていただきます。NPO支援センター助太刀事業ですが、この中には支援センターのスタッフの研修も含まれているのですか。

○事務局

NPO支援センターや中間支援組織が地域のNPOを対象に講座等に対する支援になります。NPO支援センターの職員を対象とする講座は対象としていません。

○山田会長

各自自治体の中間支援センターがきちんと機能するためには、スタッフがサポートできないと人が寄りつかない気がします。そういった事業は今までなかったのですか。

○事務局

大久保委員にも出席いただいておりますが、みやぎNPOプラザの事業として行っています。

○大久保委員

二期目の指定管理者になるときの事業の中に組み込んで実施することになっています。NPO支援施設がやっと10カ所になりました。そのほとんどが行政の直営で、民間営は仙台市、名取市、多賀城、石巻、大崎、みやぎNPOプラザです。後は行政の直営です。職員を派遣するにも1人しかいない施設が多く、その人がいないと施設を運営できないことになりますので、出席率が非常に悪いです。事前の開催日の調整を図っていても、実施するときには、欠席になってしまうことが往々にしてあるので、支援施設に対する支援のあり方も難しいと思います。

○山田会長

今のご報告に質問がありましたらお出しいただきたいと思います。

○西出委員

行政が取り組むべきことで、行政職員のNPOへの理解促進が、一番に上がっているとのことでしたが、庁内連絡調整会議、幹事会、パートナーシップ推進員会議の開催はそれぞれ年に1回なのでしょうか。年に1回で理解の促進を図るのは非常に難しいと思いますし、パートナーシップ推進員が各課に何名いるのか、その方々が集まってNPOについて理解するためにどんなことをしているのか、或いはこれから何をすべきかを検討する必要があると思うのですが。

○事務局

昨年度の実績ではそれぞれ1回ずつ開催しています。メンバーについては、庁内連絡調整会議は副知事が座長の部局長の会議です。その下に各部の主管課の課長の会議である幹事会、パートナーシップ推進員は部の主管課の総括補佐に出ています。組織的には主管課をとおしてそれぞれの部で各課にNPOに関する理解促進など、部内の促進に務めていただく役割があります。主にパートナーシップ推進員は総括補佐なので、事務的なレベルのお話をします。その上の幹事会、調整会議では実際にNPOとの協働推進事業を決定する会議となります。

○山田会長

施策に関しては何かありましたら、次の協議事項でご発言いただくということで、ほかにはありませんか。

○成田委員

NPOの一つの課題である資金不足関連で2点ほどお伺いします。サポートローンを実施されているとのことですが、貸し倒れや返済に滞りがあるかなどの実績はあるのでしょうか。2点目は事務局では難しいかも知れませんが、借りられない理由があれば教えていただきたい。

○事務局

サポートローンの手続きにつきましては、東北労働金庫をお願いしています。東北労働金庫が貸し出す財源として県が一部を手当てしています。昨年度は4件の貸付実績がありました。融資の条件は、無担保ですが、何らかの保障が必要ですので、県・市町村・公益的な団体から助成金なり委託金なり補助金の交付決定を受けていることが必ず必要になります。一般的に公のお金は事業が終了してから一括して支払われる場合が多いので、自分達の手元のお金のつなぎの資金としてご利用いただいています。貸し倒れは基本的にはないと考えていますし、そのような話も伺ったことはありません。

借りられない理由ですが、融資の条件が只今説明した内容ですので、いつでも誰でも運転資金に使いたいという場合の利用は難しいと思われます。そのほかに東北労働金庫でローンを用意しているようです。

○今井委員

NPOの認知度の問題があると思っています。具体的にお伺いします。町内会一つ一つは難しいにしても、連合会などに対してNPOの認知度を高めるためにアプローチしたことはあるのでしょうか。

○事務局

県からアクションを起こしたことはないと思います。

○今井委員

NPOプラザではいかがでしょうか。

○大久保委員

NPOプラザは宮城県内を対象としてNPO支援をしています。町内会などの地域の組織については、市町村が直接やるべきと思っています。市町村からの市民活動を認知していただくための動きは必要ですし、市町村のNPO理解がないとそこに進んでいかないだろうと思います。町内会からの要望や連絡を受けたことはありませんので、難しいのではないかと思います。

○今井委員

住んでいて一番身近なのは町内会或いは自治会です。これからの課題と思いますが、こういった団体へのNPOの認知度を高めるためにも、むこうが動かないからこちらが動かなくていいということではなくて、こちらから積極的に動いてはどうでしょうか。今後認知度を高めていく一つの方法だと思いたすがいかがでしょうか。

○山田会長

その問題については、また後での議論ということになるかと思いますが、私もここ5年くらい地域コミュニティのスタディーをしています。地域の維持や地域での生活サービスの確保となりますと、地縁組織の役割が重要になっています。地縁組織は力をつけていかなければいけないとの議論がされていますし、町内会NPOみたいなものも少しずつ出てきていますので、そういった議論をしていきたいと思いますが、長くなると思いますので、計画のところでそれを視野に入れながら、議論できればと思いますのでそのような扱いでよろしいでしょうか。

○小林委員

資料2の4ページの庁内調査結果のところですが、問題点は有りながら期待どおりの成果があり、51課室所あったとのことですが、詳細な結果を庁内で報告されているのでしょうか。また、成果として何かの形で、取組を推進するためのツールのようなものをお作りになるおつもりはあるのでしょうか。それから、126課室所が協働を行っていない理由についても調査されているのでしょうか。

○事務局

報告につきましては、パートナーシップ推進員会議についてご説明しています。平成20年度の実績につきましては取りまとめ中です。取りまとめ終了後にパートナーシップ推進員会議に報告の予定です。また、8月の促進委員会で皆様に報告できればと思っています。協働を行っていない理由については、協働できる事業を所管していないが114の所属から回答がありました。

○山田会長

いまの質問に関連してですが、NPOとの協働事業にすべきかどうかを評価する組織はあるのでしょうか。たとえば、PFIだと県の公共事業については判定されますよね。NPOとの協働が良いとか、NPOに発注するのが適切であるとかの事業の評価がパートナーシップ推進員会議のようなところでされているのかなのですが、いかがですか。

○事務局

県内部の検討ということで、先ほどご紹介しました庁内連絡調整会議で、NPO推進事業として適切かどうかを審査して決めています。

○山田会長

各課から上がってこない、検討の場には上がらないですね。そうではなくて、客観的に第三者機関でもいいですし、協働でやるべきかどうかを評価する機関があってもいいかなと前から感じていました。かなり大きなことになってきますが。

○事務局

なかなか難しい質問です。

○山田会長

これも後で議論しましょうか。関連のご意見がありましたら、今でも良いですし、後からでも結構ですのはいかがでしょうか。

○成田委員

県庁の方の前で恐縮ですが、行政改革の委員会で事務事業の棚卸しをして、法律の前提がない事業は他と協働でできないかを県庁の方が総出で時間を掛けてやりました。その結果は私が出ていた部分しかわかりませんが、感覚としては協働をしていく姿勢を非常に感じられました。何分、法律で決まっているとの回答があって、現実としては難しいけれども継続されるかどうかは今後の課題ですので、次のお話しになるかも知れませんが、横断的なところでの議論が必要になるかとは思っています。

行政評価を行っているところでも、事業の成果を勘案して継続するかしないかを議論しています。ここでは協働の議論は出てきていなかったと認識しています。もし出てきていたら申し訳ないのですが。どういう形で継続するかは次の議論です。今出たお話しは今申し上げたように、県庁を跨ぐようなお話しになってしまうのかなと感じました。

○山田会長

今の話は、基本計画の中身のところで議論しながらということにしたいと思えます。まだ、ご意見はありかと思えますが、基本計画の各章に入っていきたいと思えますので、その中でお話しそびれたことをご発言いただければと思えます。本日提示いただいた課題を振り返りながら、今後進めていきたいと思えますのでよろしくお願いします。

協議事項の②宮城県民間非営利活動促進基本計画の第1章について事務局から説明をお願いします。

②宮城県民間非営利活動促進基本計画の第1章について

○事務局

宮城県民間非営利活動促進基本計画の第1章についてご説明します。資料4になります。

改訂案が現在の基本計画との相違点をわかりやすくするため、新旧対照表の形でご提示させていただきました。変更された部分については、下線を引いて表示しています。

「1 NPO (Nonprofit Organization : 民間非営利組織) を取り巻く情勢」ですが、社会の変化について見直しています。地球規模での環境問題、働き方の多様化における雇用問題、世界同時不況による実体経済の悪化をあげています。また、人々の変化として、「人々の意識は、物の豊かさから、生きがいや自己実現などの心の豊かさを求める方向へと変化してきており、社会的な役割を果たすことに意義を見いだそうとする行動や、個人の利益よりも国民全体の利益を大切にすべきという意識の高まりなど、多様な価値観や個性が尊重される社会の実現が求められています。」をあげています。また、NPOの課題の部分では、資金、活動場所、マネジメント能力の不足のほかに、人材を加えています。それから、パートナーシップの構築の部分では、企業と行政としていたところを、企業だけに限定されるわけではないことから、企業などの多様な主体と改めています。

2ページに参りまして、「2 宮城県民間非営利活動促進基本計画の策定の経緯と根拠」につきましては、宮城県の民間非営利活動を促進する条例の説明として、「民間非営利活動の健全な発展を促進する基本理念を定めた」を加えています。

「3 NPOを取り巻く現状と課題」につきましては、今回新たに加えている部分になります。現状と課題を洗い出すことで、第2章以降の構成に反映するものです。

(1) 社会の情勢としまして、「①団塊世代の市民活動への参加」については、平成19年から21年にかけて、団塊の世代のサラリーマンが一斉に定年退職を迎え、こうした人々の市民活動に取り組む際の受け皿として、NPOが期待されていること。

「②企業の社会貢献活動」については、社団法人日本経済団体連合会の「2007年度社会貢献活動実態調査結果」から、企業が社会貢献活動に積極的に展開しようとする姿勢があらわれていること。

「③公益法人制度改革」については、準則主義ということで登記により簡便に設立できる一般社団法

人・一般財団法人の制度が平成 20 年 12 月に施行され、こうした法人も NPO 活動の一端を担うことが予想されること。

「④地方分権型社会の実現」については、地方がそれぞれ、住民のニーズや地域の課題に応じて自主的・自律的に地域のあり方を決めていける社会である「地方分権型社会」の実現と地方自治体の財政も危機的状況にあり、施策のあり方が「選択」と「集中」への対応がもとめられていること。について説明しています。

つづきまして、(2) 宮城県の NPO の現状と課題については、昨年 12 月に実施しました「宮城県 NPO 活動実態・意向調査」の結果からの現状と課題について説明しています。

「① NPO の現状」については、右上に「第 1 章 別紙」と記載されている資料になります。「特定非営利活動法人の認証数の推移」、「ア 主な活動分野」、「イ 活動地域」、「ウ 活動に頻度」、2 ページに参りまして「エ 主な情報の発信手段」、「オ 事務所の形態」、「カ スタッフの状況」、「キ スタッフへの支給月額」、「ク 主な収入源」、「ケ 財政（支出）規模」、4 ページに参りまして「コ 活動上の問題点」、「サ 行政からの支援・環境整備」、「シ 行政が取り組むべきこと」、「ス 多様な主体との連携」、「セ 連携したい主体」、6 ページに参りまして「ソ みやぎ NPO プラザ」、これらについて任意団体と NPO 法人別、それから前回調査との比較について説明しています。それぞれの内容につきましては、NPO 活動実態・意向調査の結果ですので割愛させていただきます

資料 4 に戻りまして、3 ページの「② NPO の課題」については、アでは、財政規模が 50 万円未満の団体が半数を占めていること、1000 万円以上 5000 万円未満の団体が増加しており、2 極化が進んでいること。

イでは、活動上の問題点で「資金不足」が多く、行政からの支援・環境整備で必要なものとしても「財政的な支援」が最も多く引き続き支援が必要な状況にあること。また、人材に関する問題も多いことを説明しています。

ウでは、行政が取り組むべきこととして、行政職員一人ひとりが NPO に対する正しい理解を持つことが最も多く、協働を進める上では相互の理解が引き続き必要であること。また、政策立案に関しての情報公開・提供、参加機会の設定についても多いことから、その環境整備が必要であること。

エでは、過半数の団体が多様な主体と連携し、今後も連携したいと考えていること。現在は連携していないが、今後連携していきたいとする団体が 4 分の 1 をしめることから、連携に繋がる環境の整備が必要であること。を説明しています。

(3) 宮城県内の中間支援組織・NPO 支援施設の現状と課題については、①現状では、県内では NPO を支援することを目的とする中間支援組織が活動しているとともに、各地域に NPO 支援施設が設置されていることということで、県内の NPO 支援施設を記載しています。

②課題としては、NPO 活動実態・意向調査の結果から、利用しない理由として「どんなサービスを提供しているかわからない」、「存在を知らない」が多いことから、積極的な PR が必要であることを説明しています。

(4) 宮城県の施策では県が実施している施策を説明しています。

①は民間非営利活動促進委員会について、②は民間非営利活動プラザ（みやぎ NPO プラザ）の設置についてです。利用状況については、指定管理者制度を導入以降は、利用者が増加している状況にあります。

③みやぎ NPO 夢ファンドについては、平成 16 年度以降 123 団体に 28,353 千円を助成しています。

④みやぎ NPO サポートローンについては、平成 17 年度以降 12 法人に 71,930 千円の融資実績があります。

⑤県税の課税免除実績については、6 ページに参りまして、平成 17 年度分からの記載になりますが、法人県民税均等割、不動産取得税、自動車税、自動車取得税について免除しており、年々増加の傾向にあります。

⑥ NPO マネジメントサポート事業につきましては、平成 20 年度で事業が終了しましたが、これまでの講座の開催数と受講者数を記載しています。

⑦ NPO 支援センター助太刀事業については、⑥の NPO マネジメントサポート事業の後継事業として平成 21 年度から事業を開始しています。

⑧県有遊休施設等の有効利用によるNPOの拠点づくり事業については、現在6施設を貸し付けています。

⑨NPOとの協働の（ア）行政とNPOとの協働マニュアルについては、職員のNPOへの理解促進と、NPOとの協働を実践するためのマニュアルを作成しております。平成17年度からの協働実績については、年々増加の傾向にあります。なお、平成20年度分につきましては調査中であります。

（イ）NPO推進事業発注ガイドラインについては、NPOへの業務委託を推進するために作成しております。平成17年度分からの事業数を記載しています

（ウ）NPO推進事業評価については、（イ）NPO推進事業発注ガイドラインにより発注した事業について、NPOと県が自己評価を行い事後の改善に繋げることを目的とした評価について説明し、その評価結果について記載しています。

8ページに参りまして⑩NPO活動促進庁内連絡調整会議については、庁内のNPO活動の促進に関する施策を総合的に推進するために設置しているもので、連絡調整会議、幹事会、パートナーシップ推進員から構成されています。

（5）市町村の施策については、NPO活動支援施策等に関する調査とNPO活動促進に係る市町村調査の結果について説明しています。協働の際にNPOに求めることは「企画提案・実践能力」、「安定した組織運営」、「専門知識等を有している」を選択した市町村が多く、NPOとのパートナーシップ形成のため自治体に取り組むべきことでは、「行政職員の理解」、「政策立案への参加機会の設定」、「政策立案段階での情報公開」が多くなっています。

10ページに参りまして、「4基本計画の見直しの必要性」についてですが、前回の基本計画を一部踏襲していますが、変更した点につきましては、現在の基本計画のもとNPO活動促進施策を推進してきたところ、特定非営利活動法人数の増加や、行政とNPOとの協働件数の増加など、県内各地域でNPOの活動が展開されるなど一定の成果が出ていると考えられること。

その一方で、昨年12月に実施した、宮城県NPO活動実態・意向調査からは、財政規模が50万円未満のNPOが過半数を占め、活動上の問題点も「資金不足」、「人材に関すること」、「社会的な理解・認知の不足」が上位を占めており、この点については、5年前の調査結果と変わらない状況が表れていること。また、人々の意識も、物の豊かさから、生き甲斐や自己実現などの心の豊かさを求める方向へと変化してきており、社会的な役割を果たすことに意義を見いだそうとする行動や、個人の利益よりも国民全体の利益を大切にすべきという意識の高まりなど、市民の社会貢献への関心の高まりやNPOを取り巻く情勢は大きく変わりつつあることを説明しています。

こういった、NPOを取り巻く社会の変化や人々のNPOへの期待の高まりを踏まえ、また、平成12年10月に策定し、平成17年10月に改訂した基本計画は、5年を目途として見直すこととしていることから、今回の改訂に至ったことを説明しています。

○山田会長

第1章はNPOを取り巻く情勢、NPOの現状問題、そういったところから基本計画の見直しの必要性を述べて、最終的には見直しの方向性を示唆することが、この章の役目かと思えます。そういった視点で、いろいろご意見をいただければと思います。

○今井委員

一番大事なNPOを取り巻く情勢ですが、経済情勢が上向きで安定していて、好景気の時代ですとこういった情勢が出てきますが、昨年の12月以来急激な世界同時不況ということで、GMが破綻し、トヨタも7千億の赤字ととんでもない社会情勢になってきて、派遣切りとか大企業のサラリーマンでもいつ首を切られるかわからない経済情勢ですよ。こういった情勢の中で、この認識はズレがあるのではないかと思います。一般の市民や国民は何を求めているかといえば、安全・安心社会を一番に求めています。この安全・安心の社会という国民の声を組み込んでいく考えはどうなのでしょう。

○山田会長

その考えがあるかどうかということより、この場で主張していくことで良いと思うのですが、我々の意見として、大事であるということで、提案していただくことが良いと思います。関連して申し上げま

すと、新たな社会経済問題が発生しているのです、それに対してNPOが応えていかなければいけないという部分だと思います。経済の問題に関しては、雇用問題、派遣切りの問題などの深刻な問題があって、行政でも従来のNPOでも対応できない情勢が今現れていること。もう一つは安全安心の問題で、虐待・ストーカーとか従来のNPOでは手だてをできない課題・問題にも応えて行かなければいけない。その時に今井委員が言われたように、一つの担い手としてNPOの自立・活性化、コミュニティとの協働が重要であるとの部分につながってくるかと思えます。ですから、今のご発言は、提案として強くきちんと情勢のところにあげていくべきではないかとのご指摘でよろしいと思うのですが、いかがでしょうか。

○事務局

今回、第1章と第2章をお出しさせていただきましたが、これはあくまで、検討のたたき台として出させていただいたものですので、あくまでも委員会の検討を踏まえて最終的にまとめることとしています。今、ご提案のありました安全・安心社会の実現についても委員会の意見のとりまとめが行われれば、それを踏まえて、基本計画をまとめてまいりたいと考えています。

○山田会長

是非そのような扱いにさせていただいて、今井委員のご提言もそのような基本計画にあげていただきたいと思えます。

○小林委員

NPOを取り巻く情勢ですが、働き方の多様化も外側からの要求によつてのやむを得ない変化も出てきていると思えます。これを読んだときにあまりに楽天的な感じがしますが、現在はシビアな状況になっていると思えます。様々な状況を解決していくために、行政だけでは対応できなくなっているし、NPOの培ってきた専門性を活かす形で、行政とのパートナーシップを組んでいくところについて、この部分ではないにしても、計画の中で強く出していきたいと思えます。

それから情勢から言いますと、様々な法律の改正がありました。自立支援法、介護保険法、地方自治法による指定管理者制度も書き込んでいただければと思えます。

○山田会長

お二人から貴重なご意見が出ました。1のNPOを取り巻く情勢と3のNPOを取り巻く現状と課題の両方で受け止めて行かなければいけないことだろうと思えます。少し大きな問題は1で、その中でNPOにどんな課題があるのか、3のところに入っていきべきかと思えますのでご検討いただければと思えます。

○大久保委員

前回のNPOを取り巻く情勢の中にとつても大事な部分がありましたが全て抜けています。「一方で、情報公開制度により、行政が保有する情報を市民が共有できるようになり政策形成プロセスへの市民参加の機会なども広がっています。」これは、情報公開によつて市民がいろいろと知り得ることになって、施策に対して市民が意識を持って参加しはじめてきている市民活動からいえば、これがどのように変化してきているのか、広がっているのかどうかなどをこの中に取り込む必要があるのではないかと思います。

また、「現在、活動の芽を出し始めたものから大きな実を結びつつあるものまで様々なNPOが生まれていますが、その専門性や先駆性などを生かし、自主的・自発的に活動するNPOには、公共の担い手として大きな期待が寄せられています。」も抜けています。この点についても、どんな状況なのか。それはNPOにとつてもとても重要なことではないのか。NPOを取り巻く情勢のところでもキチッと押さえていかないと、何を求められて、何をしていかなければならないのかに進んでいかないと。ボランティアな活動を強調するイメージの文章になっているのは、運動性・事業性を抱えるNPOとしては、ニュアンスが違ふと思えます。

○山田会長

今のお話しは、1ページ目の旧の第2段落についてが最初のご発言で、それから二つめは5段落目のところについてご発言がありました。現在の状況を踏まえながら全て抜かすのではなくて、ここを見直

して発言していくべきではないかのご指摘ですね。事務局から反論などがありましたらお出しいただければと思います。私も同感だと思しますので、よろしく願います。ほかにありませんか。

○西出委員

個人の利益よりも国民全体の利益を大切にとの言葉があるのですが、宮城県内にも非常に多くの在日外国人の方がいますので、国民という言葉を使うのに抵抗があるのが一つ、「NPOと企業などの多様な主体や」とあるのですが、調査結果からも学校や大学等の教育機関や町内会との連携を望むご意見もありましたので、具体的に多様な主体を明確にしたほうがそれぞれの主体にもアピールできるのではないかと思います。

○山田会長

国民で良いのかどうかを検討いただきたいということ、多様な主体を具体的にということですね。ほかにはいかがでしょうか。

○石井山委員

これまでの計画と、これからの計画がどのように変わるのかを大きなストーリーですけれども、これまでは協働を広げることであって、これからは協働の質を問うという議論であると受け止めています。いままでのご発言にもあったように、1の冒頭の部分は楽観的と思っています。従来想定していなかったリスクが相当膨らんできている中では、従来型行政や従来型企业では通用しないものが広がっているわけですから、一人ひとりをもっと能動的に関わっていけるチャンネルを増やして行かなければいけない。これまでの基本計画のキーワードは社会参加を広げることだったと受け止めています。これまでの計画が動いていく中で、そういう理念ではなくて財政削減の動きのほうに非常に大きく左右されて内実が作られている。2003年地方自治法改正による指定管理者制度が非常に大きいと思っています。従来の公共事業に住民が入れる余地が非常に広がりながらも、その条件が非常に窮屈であります。だからこそ単なる委託ではなくて、健全な協働をどう広げていくのかがきちんと議論しながら、具体的な事実を広げていくことが、これからの計画では中核的な課題になると思っています。ですから、もう少し全体のストーリーを明確に出すような形で描いていくことが可能ではないかと思えます。NPOを取り巻く現状と課題についても、行革が負の側面を持っていることは、書きにくい部分があると思いますが、現実だと思しますので、もう少しそれを大きく打ち出すように書かれて良いのではないかと思います。

○山田会長

ずっとこの計画に携わってきた私としても、今の発言は重く受け止めたいと思います。是非そのような姿勢で、もう少し踏み込んでお書きいただければと思います。先ほど、課題のところでも出ました、協働事業の話や社会情勢のとらえ方に対するスタンスの意見もありましたので、点検いただきたいと思えます。

全体的なお話しが出ていますが、細部のお話しでも結構ですのでいかがですか。

○成田委員

NPOを取り巻く情勢のところ、大きく変わったところは、先ほどの法律のお話しと県の財政の状況については、触れざるを得ない状況にあると思えます。現実に4年間で800億円の財源が不足しているということは、地方公共団体の維持に関わる問題を抱えている状況は前とは大きく違ってきているわけです。そのために、事業の委託のあり方などは別の議論になると思えますが、協働をせざるを得ないといえますか、市民が自ら動いていかないと社会の維持ができないような厳しい状況にあることが、1ページの文脈からですと、弱くて個人的には違和感を覚えました。具体的に申し上げますと、最後の行で「協働することがよりよい市民社会の発展のために必要とされています。」とありますが、市民社会を維持していくためには、必ず協働して市民が自ら立ち上がっていかないと、次世代に宮城県の素晴らしいところを引き継いでいけないんだくらいの強い積極性や意志といえますか、それをアピールされて行かれてはどうかと思えます。NPOを取り巻く現状と課題のところでも社会の情勢として、どうしても触れざるを得ないのではないかと、大きく意識が変化しなければいけない時期ではないかと個人的には考えていますので、強烈にアピールされてはいかがかと思えます。

○山田会長

NPOを取り巻く情勢、NPOを取り巻く現状と課題について、もう少ししっかりと踏み込んで、現在の社会・経済の状況と問題点を踏み込んで捉えていただきたいとのご意見が出たかと思えます。それから、具体的にご意見・ご提案も出ましたのでよろしくお願いします。

(2)の宮城県のNPOの現状と課題につきましては、今回は調査結果を入れ込み、それから出てくる課題もあげていこうとことですが、個々に関してはいかがでしょうか。それではよろしくお願いします。

1の「その一方で、NPOについての理解、資金、活動場所、人材、マネジメント能力の不足など、NPOが活動を行うにあたって様々な課題を抱えているのも事実です。」の部分ですが、誰が課題を抱えているのか見えてきません。何となくNPOが課題を抱えているのかな、そうではなくて、これまでの議論から、社会全体が抱えていて、行政も様々な主体も課題を抱えているので、NPOだけが課題を抱えているのではないというところを検討していただいて、手を入れていただければと思います。先ほどからのご意見からすると、もう少し全体的に変わるかもしれません。

○大久保委員

NPOを取り巻く情勢を分析するのはこの先ずっと関わってくることなので、とても重要なところだと思います。今、皆さんが仰ったように経済の状況が悪化してきていて、依頼心ばかり持たないで自分達もといったことでもあるわけですが、NPOが立ち上がって活動していくためには、補完的なことばかりをNPOがやることではなくて、NPOの人達の価値観でやっていく、自分達の市民性の意見を提出しながら活動していくことが公共的な仕事であったりするということに、取り巻く環境はどうか、協働の言葉の中でもNPOと行政などの協働のあり方がどうかの分析。例えば指定管理者制度があったことで、下請的で本当の意味での自主性を持った組織のあり方ができているのかどうかの分析も次に関係してくるので、一般的な環境の羅列よりはNPOが置かれた中で課題が見えてきているのかが、次に繋がってくると思います。情報公開がキチッとされているか、それに対してNPOが加わっていただけのプロセスができているのかどうか、それを行政がともに公共を担う相手として捉えられているのかどうか。この3点についてはしっかり現状分析をしないと次に繋がっていかないと思います。雇用の問題などは一般的な環境の評価ではありますが、ここに書くのはNPOを取り巻く環境ですので、そういったことを踏まえてNPOがなさなければならないこととか、活動していくための環境がどうなっているのかをきちんと分析して評価していかないと、この先の土台ができないと思いますので、ここでそういった分析をいただきたい。

○山田会長

社会的な問題は先程から議論しているところですが、それをどう捉えるかについてお話しをいただいたと思います。新しい公共をどのように捉えて、それぞれの主体がどのようなポジションを取っていかなければならないか。そういった議論まで踏み込めるようなプロローグにしていきたいということだと思いますので、よろしくお願いします。

第1章はこのくらいでよろしいでしょうか。今のお話しですと第2章に入って良いかどうか。

○成田委員

第1章のところで、前回は踏まえてNPOの活動は市民生活に良い成果があったと思うのですが、それが最後の部分で「特定非営利活動法人数の増加や、行政とNPOとの協働件数の増加など、県内各地域でNPOの活動が展開されるなど、一定の成果が出ていると考えています。」と少ししか出ていないんです。それはもったいないとの印象を受けてまして、NPOと現状の課題の中でNPOの数や活動の分野など具体的な結果が出ているのですが、その結果を踏まえ成果として高齢者に対してはこういったNPOの活動が実を結んでいるので、より先に進もうというようなスタンスで、NPOの成果についてPRされてはどうかと思いました。

○山田会長

NPOの成果とそれを拡大していくことによって社会の質を上げていくことになると思いますので、どこまで到達できて、あと何を達成するべきかとの話にしていくためにも、成果をあげていくほうが良いと思いますね。

○大久保委員

見直しの必要性のところでも、「また、人々の意識も、物の豊かさから・・・」の部分についてもこういう事だから必要だとは思わないんです。NPOに求められていることが環境の中でいくつか出てきていて、これを直していくために、基本計画の見直しが必要だというふうにしななければならないのですが、自己実現的な文章ではなくて、しっかりNPOを応援していくことに合った内容。原因があるからこそ見直す必要があると持って行っていただきたい。

○山田会長

お二人から必要性の部分の受け方について、ご注文がありましたので、手を入れていただければと思います。第2章は第1章を完成させてからが望ましい気がしますが、ウォーミングアップ的にもご提示いただいた案について議論することよろしいですか。

それでは、5分ほど休憩させていただきます。

③ 宮城県民間非営利活動促進基本計画の第2章について

○山田会長

それでは、再開させていただきます。宮城県民間非営利活動促進基本計画の第2章について、事務局から説明をお願いします。

○事務局

宮城県民間非営利活動促進基本計画の第2章についてご説明します。資料は資料5となります。

「第2章基本計画の視点」ですが、基本計画改訂後、この5年間で市民の意識、企業の社会貢献活動に対する姿勢の変化、地方分権型社会への移行などNPOを取り巻く諸情勢が変化する中で、NPOが抱える課題の解決に向けた施策等の推進が必要であることを説明しています。

「1 NPOのとらえ方」の「(1) NPOとは」については、NPOの説明を若干変えています。NPOは“Nonprofit Organization”の略で、直訳すると「非営利組織」となります。非営利組織には地方公共団体なども含まれますが、NPOは民間であることが前提とされていますので、意味を正確に伝えるために「民間非営利組織」と訳され、としています。

それから、条例（宮城県の民間非営利活動を促進するための条例）のNPOの説明部分について、「継続的に民間非営利活動（営利を目的とせず、自発的に行う社会的・公益的な活動）を行う団体（次のいずれかの団体は除く。）」とし、2ページに参りまして、除かれる団体について追加しています。

基本計画の主な対象となるNPOの定義については、「特定非営利活動法人と任意の市民活動団体」としていましたが、「特定非営利活動法人と任意の市民活動団体及びボランティア団体」とし、ボランティア団体を加えています。これまでも、ボランティア団体は市民活動団体に含まれるとしていましたが、今回は明確に表記しています。平成12年度の国民生活白書の中で、NPOについて触れられていますが、白書におけるNPOはNPO法人と任意の市民活動団体やボランティア団体としています。また、NPO以外の広義のNPOについても事業内容・事業の継続性により基本計画の対象とすることを明示しています。

これに付随しまして、皆様に1枚ものの資料をお配りしています。基本計画の主な対象となるNPOの範囲について表にしたものになります。文章だけではわかりづらいこともあるので、基本計画の中に表を入れてはどうかと考え提示をさせていただきました。基本となっているのは平成12年度の国民生活白書を基に作成しています。公益団体と共益団体に分かれています。平成20年12月に公益法人制度改革がありましたので、それらを反映しています。特定非営利活動法人、ボランティア団体、市民活動団体については、基本計画の主な対象としています。それ以外のNPOについても記載しています。公益社団法人と公益財団法人をこれまでの社団法人と財団法人と同じ位置に配置しています。一般社団法人と一般財団法人は社会福祉法人から協同組合等までの範囲に広く配置しています。これら法人は、事業内容について法律による限定はありません。非営利であれば何でも事業ができることとなりますので、共益性が強い団体ができる可能性があることから、広く配置をしています。

資料5に戻りまして、基本計画の主な対象となるNPOについて説明を加えています。特定非営利活

動法人、それから市民活動団体については、「市民の自発的な参加と支援によって、社会的課題の解決に向けて自主的・組織的・継続的に活動する団体をいいます。」、ボランティア団体については、「営利を目的としない自発的な意志に基づく社会貢献活動を行う団体をいいます。」としています。

(2) NPOのパートナーについては、基本計画の中には、第3章以降で、多様な主体とのパートナーシップとして施策を検討することになっていることと、NPOとの対比という意味でも、この部分でパートナーとして明示しておく必要があると考えたものです。

①は行政機関、②企業、③教育・学術研究機関など、④地縁団体（町内会、自治会）、⑤一般社団法人・一般財団法人、4ページに参りまして、⑥公益法人・協同組合等について、説明しています。

(3) NPOの特徴については、現在の基本計画でも説明していましたが、①非営利性(=非分配性)、②公益性、③自主性と自発性、④自立性と独立性、⑤組織性と継続性、⑥事業性と経済性のほかに、新たに三つ加えています。

⑦柔軟性と機動性については、「多様なニーズに対して自由な発想で柔軟かつ機動性に富んだ対応ができること。」

⑧当事者性と地域性については、「自らの経験を動機として活動を始める場合には、共感と高い問題意識を併せ持ち、また、活動場所が地域に根ざしている場合が多いので、地域の実情や特性に応じて、問題や課題へ対応していくことができること。」

⑨専門性と先駆性については、「継続的な活動や幅広いネットワークをとおして専門知識や課題の解決に向けた具体的なノウハウが蓄積され、自らの活動分野については高い専門性を発揮していくことができます。また、社会の問題に対して、前例にとらわれず、新たな試みに取り組むことができること。」と説明しています。

現在の基本計画では、右側の旧のところ(3)で特定非営利活動法人について、説明をしていましたが、基本計画の主な対象となるNPOの部分で説明していますので、ここの部分は削除しています。

「2 NPOの社会的役割と可能性」の(1)公共の担い手としてのNPOについては、現在の基本計画ではパブリックは公共のほかに人民、国民という意味も含まれるとの説明がありますが、一般的にわかりづらい部分があると思われましたので、改定案としては、「公共は行政だけに「閉じられた」ものではなく、様々な主体に「開かれた」ものとなっていくことが必要です。行政により担われていた「公共」を様々な主体と行政が対等な立場で協働し、役割を分担していくことが求められています。」に変更しています。また、現在の計画の「市民セクターの担い手としてのNPOが、様々な」部分を公共の担い手を協調するため、「公共の担い手としての市民セクターの中心的存在となるNPOが、様々な政策提言」に変更しています。

(2) 協働のパートナーとしてのNPOについては、現在の基本計画では、説明の中で政策立案を前面に出していますが、協働全般を強調する意味合いから協働の必要性を説明しています。「行政とNPOは「地域社会の課題解決」という共通の目的を持ちながら異なる特性と視点を備えています。行政は公平性の原則に立ち、事業の安定性や継続性は高いものの、機動性、柔軟性等に欠けることがあります。一方NPOは地域に密着している小さな組織も多く、問題を早く発見し、きめ細やかな対応が可能です。また、専門知識や具体的なノウハウを有するNPOも増えています。両者が対等な関係のもとでお互いを理解し、その特性を活かして協力・協調し事業に取り組むこと、いわゆる協働していくことは「地域社会の課題解決」のためには必要なことです。」に変更しています。

(3) 結び手のNPOについては、この部分で中間支援組織についても説明していましたが、中間支援組織については、別立てにさせていただきたいので、「NPOは、同じ社会問題に関係する人々や団体、目的を同じくして行動する人々や団体の間に新たな関係をつくり出します。また、行政と市民やNPOがパートナーシップを築こうとする場合、それを推進し、支えるようなNPOの働きも重要です。」に変更しています。

(4) シンクタンクとしてのNPOについては、NPOの政策提言が弱い部分もあるとの委員からのご意見もありましたので、政策提案の役割について説明しています。「市民は、行政のサービスを受ける権利と同時に、行政の政策づくりに参加する権利も持っています。審議会委員の公募制度やパブリックコメントの導入など、これまでも政策づくりの過程に市民が参加する機会が設けられてきました。NP

〇は、行政や企業の行動原理・価値観にとらわれず、市民の立場から社会への問題意識をもち、活動分野における専門知識やノウハウを活かし、社会や地域のあり方について、政策を提言していくことが重要になります。」と説明しています。

(5) 社会参加機会の提供主体としてのNPOについては、人々の意識の変化に対する対応という視点で新たに設けています。「人々の意識は、物の豊かさから、生きがいや自己実現などの心の豊かさを求める方向へと変化してきています。また、社会的な役割を果たすことに意義を見いだそうとする行動や、個人の利益よりも国民全体の利益を大切にすべきという意識の高まりなど、市民の社会貢献への関心も高くなり、NPOにはこのようなニーズに応え、自己実現の機会を提供する役割が期待されます。」と説明しています。

(6) NPOを支援するNPO(中間支援組織)については、現在の基本計画では、「結び手としてのNPO」のところで説明していましたが、重要性が増していることから、項目として新たに立てています。「中間支援組織は「NPOを支援するNPO」とされ、その機能・役割は「情報提供機能」、「人材育成機能」、「マネジメント能力の向上支援機能」、「ネットワーク、コーディネート機能」、「NPO評価機能」、「価値創出機能(社会的課題の共有化や解決方法の創出)」があげられています。NPO法人数の増加、NPOと多様な主体との協働の場面やNPOが社会的役割を果たしていく上でも、中間支援組織の役割が今後一層大きくなると期待されます。」と説明しています。

3 NPO支援における社会的課題については、文言を変更していますが、現在の基本計画と同様に、「社会がNPOを支え、NPOはその活動を社会に還元する。」点、「NPOを社会が支える仕組みを整備する必要がある」点については、変更ありません。

8 ページに参りまして、「4 NPOに求められること」の(1) 目的と使命(ミッション)の明確化については、言い回しを若干変更しています。

(2) 継続的活動のためのマネジメント能力の向上については、NPO活動促進に係る市町村調査等の結果から、NPOとの協働に当たって行政が求めている部分であることを明記しました。

(3) 社会貢献活動への市民の参加促進については、促進委員会でもお話のありました、市民性の創造の視点から、「人々がNPOへの寄附や活動に参加することで、自発的に社会貢献活動に参加しようとする意識を醸成していくことが、NPO自身に求められています。」を明記しました。

(4) 説明責任と情報公開については、「NPOが公共的役割の一部を担うことやNPO活動は社会が支えるとの考え方から、」と言い回しを若干変更しています。

「5 行政に求められること」の(1) NPOについての理解の促進については、NPO活動実態意向調査の結果からも、行政職員がNPOへの正しい理解が不足していることが結果として現れましたので、引き続き必要な部分であります。

(2) 情報公開の充実と政策立案への参加機会の設定については、「NPOの社会的な役割として「政策提言」が期待されますが、この「政策提言」の役割を発揮するためにも、政策の策定・実施・評価における全ての情報の公開と政策立案への参加機会の設定が求められます。」に変更しています。

(3) 協働の確立のための仕組みの整備については、現在の基本計画の(3)と(4)の協働に係る部分を一つにまとめています。委託業務については、実績は増加していますが、協働の質的向上の必要性、委託業務に拘わらず、各政策プロセスに参加できるルールづくり、県や市町村が協働の確立のための仕組みの整備と、協働への参加企画の拡充については、前回同様に説明しています。

10 ページに参りまして、(4) 多様な主体とのパートナーシップについては、今回新たに加えています。「企業の社会貢献活動への取組とその一つの手段としてのNPOとの協働など、企業の社会貢献活動への取組は積極的になりつつあります。また、NPO活動実態・意向調査の結果からも多様な主体と連携したいとする姿勢があらわれています。地域の課題解決にあたってのパートナーや活動への支援者として、多様な主体との連携に向けた取組が求められます。」と説明しています。

(5) NPOの状況にあった支援については、NPO活動実態・意向調査からはNPOの財政(支出)規模について50万円未満の団体が半数を占めること、1000万円以上の団体の割合が増え、2極化が進んでいること。活動の問題点も5年前の調査とは同様の結果になっていることを踏まえ、現在の基本計画と同様に、促進施策については、個々のNPOが抱える課題に即し、効果的な内容と実施の方法に配慮する必要があることを説明しています。

○山田会長

第2章は、第1章を受けてNPOのとらえ方、役割・可能性、NPOに求められることなどが書かれるところです。皆様からご意見・ご質問を伺いたいと思います。

○大久保委員

重要な対象ですが、これで良いのかどうかは皆さんとしっかり議論してきたいと思います。限りなくNPOに近い一般社団法人とか社会福祉法人への対応ですね。今回このままの状態が良いのかどうか、議論する必要があるのが1点目です。NPOを支援するNPOの中間支援組織ですが、様々な機能を有していると書かれていますが、NPO評価機能が入っています。これはNPO支援組織として、NPOを評価する機能を求められるのでしょうか。NPOを評価するのは市民であると思いますので、評価するにあたっての整備を整えるのは、中間支援組織の役割であると思いますので、NPO評価機能を求めるのは問題ではないかと思います。

○山田会長

2点いただきました。これから出てくる一般社団法人ですが、従来の市民活動やNPOと近いものもあるのでその取扱いと中間支援組織の機能の中にNPOの評価機能が入って良いのかという意見でした。これについて事務局からご意見ありますか。

○事務局

中間支援組織の機能ですが、あげられていますと言うことで表現させていただきましたが、内閣府で中間支援組織についての調査を行ってしまして、その中にこれらの機能が示されていたので、その部分を引用しています。このままということではなくて、皆さんのご意見を聞きながら、見直していきたいと考えています。

○山田会長

評価そのものよりも、評価のためのサポートの役割はあるのかもしれないね。

○大久保委員

このままだと、中間支援組織がNPOを評価する役割になってくるので、評価するのはあくまでも市民であるので、市民のためにサポートする、環境を整えるのが中間支援組織だと思います。

○山田会長

ここは注意して表現していただくこと、直接評価するのではないということですね。基本計画の主な対象ですが、この表現ではNPOの中に一般社団法人が入ってこないわけですよ。これはどうしたら良いでしょうか。この三つに表現するのではなくて、その後一般社団法人においても云々という内容を入れた方がよいとか、その辺はどうですか。それとも制度的になにかありますか。

○事務局

資料5の1ページですが、「条例ではNPOを民間非営利活動団体と表記し、「継続的に民間非営利活動（営利を目的とせず、自発的に行う社会的・公益的な活動）を行う団体」としていただきますので、一般社団法人や一般財団法人については、事業が広いこともありまして、継続的である必要があるし、自発的に行う社会的・公益的な活動であることも必要ですので、法人の種類の手続きではなくて、事業の内容を見ないと何とも言えない部分です。基本計画の主な対象としましては、特定非営利活動法人、ボランティア団体、市民活動団体の三つで例示させていただいていますが、広義のNPOについても活動内容を勘案して、基本計画の対象とさせていただくということで、2ページのところで「また、NPO以外の広義のNPOについても事業内容・事業の継続性により基本計画の対象とすることがあります。」と表記しています。

○山田会長

対象となるNPOのところで、外れているとの印象を受けると、どうかなという感じはしますよね。主な対象の下に、今の一文があればそういった団体も入ることがわかるんですがね。

○大久保委員

一般社団法人や一般財団法人のなかで、事業内容や事業の継続性からいえば、限りなく非営利の事業で継続していることが、ごく普通にあるわけで、問題なのはそれを運営する組織体の話ではないかと思えます。ですから事業だけの話ではなくて、組織体のあり方が、どんなことだったら市民参加があるとか、何をもちて自主的・自発的なのか、例えば財団であれば理事長とか役員がいるわけです。外郭団体であれば公務員の方がなっていたりするわけですが、自発的に勤めに来ているのかもしれないが、何をもちて自主性・自発的かというのかは非常に判断しにくいところではあると思えます。組織のあり方が、非常に違うのではないかと思いますので、事業の内容と継続性の2点だけをあげたのでは、非常に混乱を招くと思えます。

○山田会長

一般社団法人や一般財団法人の扱いに関しては、表現を検討していただきたいということでした。踏み込んで書いた方がよいということ。説明不足ということもあるということですね。

○小林委員

今の点とも関連しますが、旧と新を対比してみますと、当初はNPO自身も手探り状態で、自分自身が何者なのかを含めて、両者の意向を出し合いながら作ってきた計画だったような気がします。先ほど、大きなストーリーのお話もありましたが、この基本計画は誰が読んでくれることを主にして、誰が実行していくことを想定して書かれるのかについて、第1章と併せてしっかり考えていかなければいけないと思えます。みんなでやりましょうということなのか、県の計画ですので、県民の生活を維持していくためにパートナーとしてNPOを捉え、そこをうまく進めるための基本計画だとすれば、NPOにとって結構余計なお世話という感じのことが、沢山書かれています。その部分が必要なのかどうか。NPOのパートナー、求められるもの、特徴についても柔軟性・機動性・当事者性・地域性とか加わっていますが、このように羅列されて良いのかどうか。この辺がとても違和感があるところです。よって立つところがしっかりしていないために、いろんな人がいろんな方面から読めてしまう、計画になる可能性があるのも、もう一度確認していく必要があると思えました。そういう意味で対象をどう捉えるかが関わってくるのではないかと思います。活動自身を考えれば、どんな団体であれ、公益的な活動をしているところに関しては、この基本計画を適用するというのもあるでしょうし、県で取り立てて何かすることでもなく、自立しているだろうから、それを除いて考える。いろいろな考え方があると思うので、その辺が整理されないと議論が揺れ動く可能性があると思えました。

○山田会長

第1章の議論の中で、この基本計画がどういった主体に対して、或いはどんな姿勢でこれをまとめていくかをもう少し、議論した延長上に今のことは整理されるだろうということと、もう一つはNPOの特徴等で当初NPOに対する理解を進めなければいけないこともあって、ここに記述されているわけですが、果たしてそれはどうかというご意見ですね。この件に関してはいかがですか。

○石井山委員

NPOのとらえ方も含めて、ここに必要なのかなと思ってしまいます。第1章で確認した情勢を基に、第2章では具体的に何をするのか、どういう考え方でやっていくのかをコンパクトに打ち出されることが大事だと思います。それが書かれているのがおよそ9ページだと思います。だから前座が長いことになっています。しかも注で入れていけば良いという気がしますし、明確に定義をしようとするほど、矛盾が出てくる内容だと思いますので、第1期に比べてどういうシフトが必要なのかのみを描く形にして、第3章以降で触れられていく、具体的な事業がどういった考えに基づいてできあがっているのかについて、論述することにこだわった文章にしたほうが、事態を承知ではない方々に説明をしていく資料としても意味を持つのかなと思えました。大変なエネルギーを持って整理された文章だとは思いますが、全体のストーリーが見えにくい印象です。

○山田会長

第1章の繰り返し、補足的な発言が7ページ当たりまでであるような気がするので、もう少し資料的な扱いとかご検討いただいて、NPOの具体的な役割とか行政との関係を記述してはどうかのご意見です。確かに、元に戻っているなどの感もありますので、若干整理が必要かと思います。その分NPOを取り巻く情勢やNPOの役割を踏まえてどういう方向性をとらなければいけないかという点に踏み込むべきではないかのご意見ですね。

○大久保委員

流れていくと、「NPOとは」の部分は、10年以上経った今でも、毎回毎回、どこに行っても時間を取って話をしなければならない現状だと思います。ですので、基本計画の中では「NPOとは」は欠かせないと思います。順番として「NPOのパートナー」の次に「NPOの特徴」がでてきていますが、「NPOのパートナー」はもっと後に出てきて良いのではないかと思います。「NPOとは」の部分で前回に比べて特徴がいくつか増えています。これを全部兼ね備えなければNPOとは言えないと捉える書き方をするのではなくて、目指していく方向性というモデル的なイメージがする出し方であれば良いと思います。NPOは全部持ち合わせていなければならないようなとらえ方をされない表現が良いと思います。しかし、「NPOとは」は、とても欠かせない要件で、特徴も入れることは重要だと思います。

○山田会長

パートナーの記述に関する位置、NPOの理解に対する表現の仕方について、コメントをお願いします。

○今井委員

基本計画の対象となるNPOですが、市民活動団体のほかにボランティア団体が明記されていますが、市民活動団体とボランティア団体は同じではないでしょうか。別に区別しなければならない理由は何なのでしょう。

○山田会長

ボランティア団体は市民活動団体の中に入っているものと思っておりましたが、国民生活白書の中で示されているからこうしたと言うことですね。

○今井委員

国がこうであるからという答弁が多いのですが、実態にあった地域にあった活動団体もあるでしょうから、市民活動団体の中にボランティア団体も入れて別に不都合はないと思うのですが。

○山田会長

基本計画の主な対象の書き方ですね。きちんと羅列しないと支援の対象にならないという県の都合もあるでしょうが、今井委員が言われたように、ボランティア団体を含む市民活動団体のように滑らかな文章にすれば、抵抗はないと思うのですが。

○大久保委員

全くそのとおりだと思って、前回も市民活動団体の中にボランティア団体も含むと捉えていて、記述は無かったと思います。仙台以外のところではボランティア団体と市民活動団体のとらえ方が明らかに違います。ボランティア団体の方は市民活動団体やNPOと思っていないというのが現状です。今回のNPO活動実態・意向調査もボランティア団体を含めて調査票を郵送していますが、多くの団体から「自分達はNPOでないから書かなくても良いですよ。」との問い合わせがありました。良く聞いてみますと社会貢献活動をボランティアで行っていたりするのですが、意識・認識の違いがあるのは事実です。ボランティア活動をしている団体が基本計画の対象に含まないような誤解を与えない補足のようなものがあれば、そういった圏域の団体の方にもわかってもらえるためにも必要ななと思いました。

○山田会長

これは書き方ですよね。制度と矛盾するところはやっかいだから、矛盾しないで、なおかつ本質を外さない記述をしてもらうことでどうでしょうか。このように並べると抵抗はありますよね。かといって、いろいろな方の感覚からすると、正しい理解についてもメッセージしていく必要があるということですね。

○今井委員

地域によって、ボランティア団体は市民活動団体ではないとする明確な違いを教えて欲しいのですが。

○石井山委員

本を書いておられて、週一回ずつくらい、自分達や自分の子供達ではない方のために解放しているような共同型の取組がたくさんあると思います。たまたま本の話をしてしていますが、共益型の取組をしている方は、自分達をボランティア団体と思ってはいらっしゃらない。おそらく、ボランティア団体か市民活動団体かの区分けになるときに、ニーズを抱えている方に対して関わるのか、自分達と同じニーズを抱えている方たちと一緒に解決していく、つまり共益であるかというのが、自分達をどう呼ぶかという時の一つの区分けになっているかなと思います。市民活動団体という言葉は積極的に残した方が実態に合うと思います。

○山田会長

基本計画の主な対象については工夫をしていただくことでお願いします。この後の第1・2章の修正の結果はどういった手順で議論をされていくのでしょうか。本日は中途半端な形で終了してしまうのですが。スケジュールからして次回にどのような議論の仕方をするかを話し合っていた方が良いと思うのですが。

○事務局

当初の予定では、11月までの4回で具体の記述の内容についてご審議をいただくことにしております。今回は第3・4章の施策の部分まで入っていく予定になっていました。併せて第1・2章について意見をいただいたものについて、改めてご検討願うことになっていましたが、本日は具体の記述のものから方針のような幅の広いものまで様々なご意見をいただきました。整理をさせていただいて、直せる内容については改めて次回に提示させていただきたいと思っておりますし、方針のような部分については、改めてご相談をさせていただくことになるかも知れません。何れにしましても、次回の促進委員会の場でご相談をさせていただきたいと思っております。

○山田会長

全体のスケジュールもおありでしょうから、今日の結果で手を入れていただいた内容は、次回の促進委員会で議論いただくということではなくて、事前にいただいてやりとりをした上で、次回の一部の時間を使って第1・2章の検討をする。次のステップに入れるものについては入っていく段取りをしていただくことでどうでしょうか。

本日の内容、特に第2章についてはご意見があらうかと思っておりますので、修正案をいただく前に皆さんから何かメッセージを出していただくこともあるということですのでよろしいですか。

○事務局

是非、そのような形でお願いします。

○山田会長

そうしますと、ご発言が不十分であった点についてメール等でいただくのをいつ頃にするかは、最後のスケジュールのところをお願いできますか。

ほかに、ご意見はありませんでしょうか。

○小林委員

第1章に関してもそうなのですが、また皆さんでやりとりして、次の回で議論するとなるとその先の議題もありますので、山田先生大変でしょうけれども、皆さんの意見を取りまとめたものを事務局と摺り合わせをしていただいて、次の回の議題として良いのではないかといいところをお任せできないでしょうか。第2章のところはいつまでと指定していただければ、それまでに意見は出したいと思いたしますが。

○山田会長

ある程度私も中身を考えて、事務局と調整した上で、今回の材料として欲しいご希望については、そうさせていただきます。そのためにも皆様からいろいろお出しいただければと思います。恐縮ですが、協議事項はこのぐらいにさせていただきます、報告事項をお願いします。

○事務局

資料6の平成20年度宮城県NPO活動実態・意向調査結果の財政支出規模別をお配りしています。前回の促進委員会において、調査結果をご説明させていただきましたが、財政規模別の集計表が必要ではないかとのご意見がありましたので、資料として準備させていただきました。表の番号については、調査結果の詳細版に掲載されています、表番号に対応させています。

いずれ、本課のホームページでも公開させていただく予定にしております。

○山田会長

前回、ご注文もありましたので集計していただきました。これからの議論にもご活用いただければと思います。ご質問とかさらなるご要望がありましたらお願いします。よろしいですか。

それでは、報告事項は以上にさせていただきます。4その他で第2章の修正に係るスケジュールも含めてお願いします。

○事務局

宮城県民間非営利活動促進委員会の開催日程調整についての事務連絡をお配りしています。10月初旬と11月初旬に促進委員会を予定しています。また、意見交換会を11月中旬以降に考えていますので、その日程調整を現時点でさせていただきたいと考えています。時間がなくて恐縮ですが、7月24日までにご回答をお願いします。併せまして、8月の促進委員会につきましては、昨日メールとFAXで連絡させていただきましたが、8月26日9時45分から正午にかけて開催させていただきますので、よろしくをお願いします。

第2章に係るご意見をいただく件につきましては、その後の調整もありますので、7月24日(金)までをお願いいたします。回答いただく様式につきましては、改めてメールにてお届けしますので、よろしくをお願いします。

○山田会長

10月と11月のスケジュール、次回委員会の開催日、それから来週までにご意見を特に第2章に関しただきたいという3点でございます。

委員の皆様からほかに何かございませんか。なければ以上で終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○事務局

以上をもちまして、平成21年度第2回宮城県民間非営利活動促進委員会を終了いたします。本日はどうもありがとうございました。